

琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則に規定する
学内説明会に関する申合せ

（令和2年5月28日
制定）

第1条 この申合せは、琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則（以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、規則第24条に規定する学内説明会について必要な事項を定める。

第2条 学内説明会は、琉球大学遺伝子組換え生物等使用実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）の指定する講座等（e-learning を含む。）の受講をもって代えることができる。

2 安全委員会が指定する講座は、規則第24条に規定する事項を踏まえた、研究の安全性に配慮した内容のものでなければならない。

第3条 この申合せの改廃は、安全委員会の議を経て委員長が行う。

附 則（令和2年5月28日）

この申合せは、令和2年5月28日から実施する。